

平成27年度 京都大学吉田地区 ESCO 事業
提案審査要領

平成27年6月

京都大学 施設部

平成27年度 京都大学吉田地区ESCO事業提案審査要領

平成27年度 京都大学吉田地区ESCO事業に係る提案書の審査は、京都大学吉田地区ESCO事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次のとおり行う。

なお、これまでに公表している平成27年度 京都大学吉田地区ESCO事業提案募集要項（以下「募集要項」という。）等の内容と相違がある場合は、本提案審査の規定が優先する。

1. 提案書の募集からESCO事業者選定に至る過程

- ① 募集要項の公示・配布
- ② 募集要項に関する質問受付
- ③ 質問回答
- ④ 参加表明書及び資格確認書類の受付
- ⑤ 応募者資格確認結果、提案要請書の通知
- ⑥ 現場ウォークスルーチェック
- ⑦ 現場ウォークスルーチェックに関する質問の受付
- ⑧ 現場ウォークスルーチェックに関する質問の回答
- ⑨ 提案書の受付
- ⑩ プレゼンテーション
- ⑪ 最優秀及び優秀提案の選出、結果通知

2. ESCO提案の審査及び選定

（1）応募資格の確認

募集要項に記載の応募条件に従い、参加表明した応募者の応募者資格要件の確認を行う。

（2）提案要請

応募資格要件の確認の結果、条件を満たす応募者に対しESCO提案書の提出を文書で要請する。また、応募資格要件を満たさない応募者に対し、失格の理由を添えて文書で通知する。

（3）審査及び選定

審査委員会において、提案の中から最優秀提案を1件及び優秀提案を数件選定する。審査結果は、応募者に文書で通知し、京都大学工事入札情報のホームページで公表する。なお、原則として審査結果に対する異議の申し立ては、受け付けない。

（4）優先交渉権者

審査の結果、最優秀提案者をESCO事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、優秀提案者を次選交渉権者とする。

3. 提案書の審査

審査委員会は、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」、及び「運転管理方針」等について、総合的にESCO提案書の審査を行う。

なお、「補助金なし」、「補助金あり」の提案がある場合は、両方を審査の対象として取り扱い、「補助金なし」と「補助金あり」の比率については、50対50とします。

ここでいう補助金とは、国、地方公共団体、公益法人等による補助制度であり、積極的な活用

を期待します。

(1) 審査の方法

応募者からの提案書類をもとに企業概要、技術面、事業管理面、財務状況及び事業実績から、提案内容の実行能力を後述の評価項目について、ESCO 提案審査評価項目に従い審査する。

(2) 選考

応募者からのESCO提案書をもとに、次の事項を重視して、表「ESCO提案審査評価項目」により、審査する。

A 環境的評価事項

- (a) 対象建物全体に対する省エネルギー率が3.0%以上あり、更に充分にあること。
- (b) 対象建物全体に対する二酸化炭素排出削減率が3.0%以上あり、地球温暖化防止対策が考慮されていること。

注：上記(a)(b)においては、各建物別エネルギー・CO₂削減割合表に適合していること。

B 財政的評価事項

- (a) 契約期間中の利益総額が大きいこと。
- (b) 事業費に対する省エネルギー量および二酸化炭素排出削減量が大きいこと。

C 技術的評価事項

- (a) 全体としてバランスが良く優れた提案であること。また、先進性のある提案があること。
- (b) コミッショニングを適用した運用改善に関する効果的な提案があり、その計測・検証方法も含めて、内容や根拠に妥当性があること。
- (c) 既設機器の更新を含めた工事施工が施設の運営・業務に支障をきたさないこと。また、安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること。
- (d) 電気の需要（デマンド値）の平準化に関する所用の措置が行われていること。
- (e) 維持管理、計測・検証方法及び将来にわたる運転管理に配慮した運転管理指針の提案に具体性・妥当性があること。
- (f) 提案された省エネルギー量や事業費などの算出根拠に妥当性があること。

(3) その他

審査の過程において、必要に応じプレゼンテーション等を求めることがある。

4. 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (4) 現場ウォークスルー調査に不参加であった場合。
- (5) 募集要項に違反すると認められた場合。
- (6) 上記評価事項の内、次の重要な項目が満足できること。

A 指定された設備の改修工事提案がない場合。

B 提案に基づく工事施工及び運転管理方針が現状の運営・業務より負担が増えるものである場合。

C 提案による安全性・信頼性・災害時等の緊急時対応策が明確でない場合。

D 工事費用の算出が妥当で無い場合。

E 設置場所等を含め、技術提案が明らかに具体性・妥当性を欠く場合。

- F 応募者の経営状況が不良の場合。
- G コミッショニングを適用した運用改善に関する提案がない場合。